

○周防大島町建設工事等競争入札心得（郵便入札）

平成18年4月1日

制定

（目的）

第1条 周防大島町の発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び建設コンサルタント・建築設計・補償関係・測量・地質調査等の業務及び業務委託について、郵便入札による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、周防大島町財務規則（平成16年周防大島町規則第47号）、周防大島町工事執行規則（平成16年周防大島町規則第149号）、周防大島町郵便入札実施要綱（平成18年周防大島町告示第14号）、その他の法令に定めるもののほか、この心得に定めるところによる。

（入札）

第2条 入札参加者は、入札の公告、指名競争入札通知書、設計図書及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書等について質疑があるときは、指定期日までに工事（業務）内容質問書を提出することができる。

（指名の取消し）

第3条 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人の宣告を受けたとき。
- (2) 破産の宣告を受けたとき。

2 前項の申出を受けたときは、その者の入札参加の指名を取り消すものとする。

第4条 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、周防大島町建設工事等入札参加者に係る指名停止等措置要領（平成17年5月1日制定）により指名停止等を受けた場合は、その指名を取り消すものとする。

（入札書等の提出）

第5条 入札参加者は、入札書（様式第1号）、工事費内訳書（以下「入札書等」

という。)を一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により、町が指定した郵便局(以下「指定郵便局」という。)に留め置きで郵送しなければならない。

2 入札書等は次に定める方法で郵送しなければならない。

(1) 外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。

(2) 外封筒には、入札書等を同封した内封筒を入れ、「入札書等在中」を朱書き表記し、表に指定郵便局の郵便番号、住所、郵便局名及び入札執行機関名、裏に開札日、入札に係る工事(業務)名、入札参加者の住所、氏名を表記する。

(3) 内封筒には、入札書等を入れて、封かん・封印のうえ、「入札書在中」を表記し、宛名、入札に係る工事(業務)名、入札参加者の氏名を表記する。

3 入札書等は、入札の公告又は指名競争入札通知書で指定した到着期限(以下「到着期限」という。)までに、指定郵便局に到着しなければならないものとし、到着期限を過ぎて到着した入札書等は、理由の有無にかかわらず無効である。

4 入札書郵送用封筒については、原則として、指定様式により作成したものとする。

5 入札書等を郵便局に投函する開始日は到着期限の10日前とする。

6 入札書の日付は、開札日を記入すること。

7 指定郵便局から受理した入札書等は、書換え、引換え又は取消しすることはできない。

8 町は入札書等の到着確認の問合せには、一切応じない。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

(1) 入札を辞退する場合は、入札辞退届(様式第2号)を到着期限までに財務課へ直接持参、又は郵送して申し出る。

(2) 入札書等を郵便局に投函後、入札を辞退する場合は、開札までに入札辞退届(様式第2号)を財務課へ直接持参すること。

(3) 再度の入札を辞退する場合は、当該入札までに入札辞退届(様式第2号)を財務課へ直接持参すること。

- 2 辞退届を提出した者は、いかなる場合でも撤回することができない。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取り止め等)

第8条 町長は入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 2 再度の入札において、入札の辞退により入札参加者が1人となった場合は、入札の執行を取りやめる。
- 3 町長は郵便事情等により事故が発生した場合等により、必要があると認めるときは入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札参加資格にない者のした入札
- (2) 1つの入札について同一の者が2通以上の入札書を提出した入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書に記載された入札金額を加除訂正した入札
- (5) 入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の工事価格とが異なる入札
- (6) 入札書に、誤字、脱字等があり意思表示が不明瞭である入札
- (7) 第5条に規定する郵送方法によらない入札
- (8) 工事費内訳書の提出が必要な場合に、工事費内訳書を同封しない入札

- (9) 入札書が、到着期限を過ぎて到着した入札
 - (10) 明らかに不正による入札と認められる入札
 - (11) その他入札に関する条件に違反してなされた入札
- (入札書の取り扱い)

第10条 指定郵便局から受理した入札書等は、開札前を含め返却しないこととする。
入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はこれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(開札)

第11条 開札は、入札の公告又は指名競争入札通知書に記載した日時及び場所において、入札参加者の中から無作為に選任した開札立会人（以下「立会人」という。）2人の立会いの下で行う。

- 2 選任された立会人は、委任状（様式第3号）を提出することにより、代理人が立会うことはできるが、やむを得ない理由がある場合を除き、立会いを辞退することはできない。
- 3 開札日時になっても立会人が参集しない場合は、当該入札事務に関係のない町職員を立ち合わせて行う。
- 4 開札は、公正性、透明性を確保するため、傍聴することができることとする。
- 5 入札の回数は、再度の入札を含め3回までとする。ただし、予定価格を事前に公表した場合は、初度のみ1回とする。
- 6 再度の入札は、会場入札により実施する。

(落札者の決定)

第12条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者（総合評価方式による場合は、評価値の最も高い者とし、又は、最低制限価格を設定した場合はその最低制限以上の者、低入札価格調査を設定した場合は調査を実施し適合した者を含む。以下同じ。）を落札者とする。

- 2 落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、落札決定を保留した上で、当該入札者（代理人を含む。）のくじ引きにより落札者を決定する。くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引

させる。

3 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が、周防大島町の入札参加資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

4 周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年周防大島町条例第46号）の規定により、議会の議決を要する契約については、落札後仮契約を締結し、議決を経た後、本契約を締結する。なお、仮契約締結後、議会の議決までの間に落札した者が、周防大島町の入札参加資格制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を解除する。

（落札者決定の特例）

第13条 開札の結果次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としめない場合がある。

(1) 当該申し込みに係る入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。

(2) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当と認められるとき。

(3) 落札候補者（開札から落札決定までの間において、無効な入札をした者及び落札者としないとされた者を除き、予定価格の制限の範囲内で最低を持って入札をした者）が入札無効届出書（様式第4号）により財務課に届出があったとき。

2 前項の規定に基づき最低の価格で入札した者を落札者としめない場合は、予定価格の範囲内で申し込みをした他の者のうち、最低の価格で申し込みをした者を落札者とする。

（落札した場合の契約の手続）

第14条 落札した者は、落札決定後速やかに、契約担当者等から交付された契約書に記名押印し、速やかに契約担当者に提出しなければならない。

（異議の申立て）

第15条 入札参加者は、郵便事情等により入札書等が開札場所に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

（その他）

第16条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額」の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 最低制限価格が設定された工事については、町長の定める予定価格と最低制限価格の範囲内で記載要領に基づき入札書に記載する。

3 入札の参加に要する費用は、入札参加者の負担とする。

附 則

この心得は、平成18年4月1日から施行し、平成18年5月1日以降に指名通知を行う入札から適用する。

附 則（平成20年8月11日）

この心得は、平成20年8月11日から施行する。

附 則（平成26年3月14日）

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月24日）

この心得は、平成27年8月1日から施行し、平成27年8月1日以降に入札公告又は指名通知を行う入札から適用する。

附 則（平成31年4月1日）

（施行期日）

1 この心得は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 本心得の施行後の契約で、契約期間の終期が平成31年10月1日の前日までのものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月1日）

この心得は、令和元年7月1日から施行し、令和元年7月1日以降の開札する入札から適用する。

附 則（令和4年3月8日）

この心得は、令和4年4月1日から施行する。

様式 略